

事務事業名		個人市民税の賦課事務		<input type="checkbox"/> 実施計画掲載事業	<input type="checkbox"/> 総合戦略掲載事業																								
政策体系	政策名	07 新たな時代を切り拓く行政経営の確立		事業期間																									
	施策名	23 質の高い行財政運営の推進		区分																									
	基本事業名	02 健全な財政運営の推進		単年度繰返																									
根拠法令		地方税法等		※期間欄に開始年度を記入																									
所属	部課名	総務部税務課		【開始年度】																									
	課長名	佐々木 義和		昭和25 年度～																									
	係名	市民税係	電話	0192-27-3111																									
	担当者	小松 智	内線	154																									
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				全体計画(※期間限定複数年度のみ)																									
個人市民税を適正に賦課する事務 主な業務は以下のとおり 【毎月】①異動届等を受理、②異動届等の審査及び電算入力、③各種帳票の出力及び内容確認、④納税通知書・変更通知書の出力及び袋詰、発送、⑤調定 【1月】①申告受付資料を作成、②申告書の印刷及び袋詰、発送、③給与支払報告書の受理及び審査、符番、④給与支払報告書をバンチ委託業者へ送付、⑤委託業者からデータを受理、⑥データを電算へセット 【2月～3月】①申告受付相談を実施、②申告書の受理及び内容確認、③電算入力 【4月～6月】①申告内容を再確認、②電算による賦課計算、③各種帳票の出力及び内容確認、 【随時】①税について広報等により市民に周知、②未申告者に対する申告勧奨、③税務署への連絡票作成 事業費は、申告書、納税通知書等の印刷費として支出される。				<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">総投入量 (千円)</td> <td rowspan="4">事業費 財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費計(A)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>正規職員従事人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ業務時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費計(B)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>トータルコスト(A)+(B)</td> <td>0</td> </tr> </table>		総投入量 (千円)	事業費 財源内訳	国庫支出金		都道府県支出金		地方債		その他		一般財源		事業費計(A)	0	人件費		正規職員従事人数		延べ業務時間		人件費計(B)	0	トータルコスト(A)+(B)	0
総投入量 (千円)	事業費 財源内訳	国庫支出金																											
		都道府県支出金																											
		地方債																											
		その他																											
	一般財源																												
	事業費計(A)	0																											
	人件費																												
正規職員従事人数																													
延べ業務時間																													
人件費計(B)	0																												
トータルコスト(A)+(B)	0																												

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
前年度実績(前年度に行った主な活動) 市・県民税申告書を発送し、申告書の受理及び賦課・調定を行った。		名称	単位
今年度計画(今年度に計画している主な活動) 市・県民税申告書の発送・受理及び賦課・調定を行う。 市・県民税申告書作成・税額試算システムを導入して市民の利便性の向上を図る。		ア 個人市民税の賦課件数	件
		イ	
		ウ	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 個人市民税の納税義務者		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
		名称	単位
		カ 個人市民税の納税義務者数	人
		キ	
		ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 個人市民税の適正な賦課及び調定を行う。		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
		名称	単位
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか) 自主財源の確保を図る。		サ 個人市民税の現年度調定額	千円
		シ	
		ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費 財源内訳	単位	年度	2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(目標)	6年度(目標)	7年度(目標)
			1年度(実績)						
投入量	国庫支出金	千円		0	0	0	0	0	0
	都道府県支出金	千円		0	0	0	0	0	0
	地方債	千円		0	0	0	0	0	0
	その他	千円		0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円		706	711	799	695	1,000	1,000
	事業費計(A)	千円		706	711	799	695	1,000	1,000
	正規職員従事人数	人		7	7	7	7	7	7
	延べ業務時間	時間		5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250
	人件費計(B)	千円		21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
	トータルコスト(A)+(B)	千円		21,706	21,711	21,799	21,695	22,000	22,000
⑤活動指標	ア	件		17,923	17,554	17,112	16,525	16,266	16,011
	イ								
	ウ								
⑥対象指標	カ	人		17,923	17,554	17,112	16,525	16,266	16,011
	キ								
	ク								
⑦成果指標	サ	千円		1,609,479	1,472,997	1,442,933	1,405,786	1,358,972	1,313,717
	シ								
	ス								

事務事業ID	0030	事務事業名	個人市民税の賦課事務
--------	------	-------	------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？	・昭和25年の地方税法の施行により、個人市民税を課税することになった。
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？	・復興需要等による市民所得の向上により、個人市民税の納税義務者数と調定額は一時的に増加したが、平成29年度をピークに減少傾向となっている。 ・コロナ禍において、納税義務者数と調定額ともに減少している。 ・平成26年度から県下一斉で給与特別徴収の推進に取り組んでいることから、収納事務における効率化が図られている。
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	・個人市民税の給与特別徴収や年金からの特別徴収などについては、納税者に分かりやすく説明する必要がある。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ▽ 理由・内容 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？ 適正な課税に基づく市税収入は、自主財源の確保に結びついている。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ▽ 理由・内容 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？ 地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく市の固有事務である。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ▽ 理由・内容 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 課税対象は、地方税法及び大船渡市税条例に規定されている。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ▽ 理由・内容 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ 地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく事務であり、市が裁量をする余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある ▽ 理由・内容 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 地方税法及び大船渡市税条例の規定に違反するため、廃止又は休止することはできない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ▽ 理由・内容 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 事業費は、申告書、納税通知書等の印刷費なので削減する余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある <input type="checkbox"/> 削減余地がない ▽ 理由・内容 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど) 納税通知書作成業務の委託や、e-TAX又はeLTAXの電子申告の利用促進により、業務時間(特に残業時間)を削減することができる。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ▽ 理由・内容 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく事務であり、公平・公正である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果	(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																							
1 現状維持	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×	現状どおり継続して事業を実施する。
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上																								
	維持		●	×																					
	低下		×	×																					
※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																									

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
2 改革改善(縮小・統合含む)	・法定事務につき、制度の抜本的な改善は困難なるも、給報情報や申告識別番号の取得事務にRPAを導入するなど、業務の効率化に取り組んでいる。 ・令和5年度は、市・県民税申告書作成・税額試算システムの導入を広く周知し、当該システムで作成した市・県民税申告書の郵送提出を推進することにより、申告手続きに係る利便性向上と申告受付相談会場の混雑緩和を目指す。